（法第七十七条第一項第三号に規定する主務省令で定める便宜）

第六十五条の十　法第七十七条第一項第三号に規定する主務省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める費用）

第六十五条の十の二　法第七十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一～四　（略）

（法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める方法）

第六十五条の十一　法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める方法は、要約筆記、触手話、指点字等とする。

（法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める便宜）

第六十五条の十二　法第七十七条第一項第六号に規定する主務省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の主務大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

（法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める施設）

第六十五条の十三　法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

（法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める便宜）

第六十五条の十四　法第七十七条第一項第九号に規定する主務省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

（法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者）

第六十五条の十四の二　法第七十七条の二第三項に規定する主務省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第六十五条の十四の三　法第七十七条の二第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

2　（略）

（法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業）

第六十五条の十五　法第七十八条第一項に規定する主務省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

（法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六十五条の十　法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用）

第六十五条の十の二　法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

一～四　（略）

（法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法）

第六十五条の十一　法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記、触手話、指点字等とする。

（法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六十五条の十二　法第七十七条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する意思疎通支援を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であって同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

（法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設）

第六十五条の十三　法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

（法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六十五条の十四　法第七十七条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二　法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第六十五条の十四の三　法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

2　（略）

（法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業）

第六十五条の十五　法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。